

岩手県告示第21号

平成30年12月13日付け官報第7409号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成30年農林水産省告示第2714号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 花巻市大迫町内川目第9地割101の1、第17地割74の11、74の43、大迫町外川目第8地割31の1、103の10

(2) 所在が不明である通知の相手方 伊藤市郎、黒澤千恵子、後藤浩子、中田勝治、藤原守

2 通知の内容を掲示した場所 花巻市役所